

京都府公立大学法人エネルギー管理標準作成業務の委託について、京都府公立大学法人会計規則第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年6月15日

京都府公立大学法人理事長 荒巻 禎一

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

京都府公立大学法人エネルギー管理標準作成業務

(2) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約の日から平成24年3月31日まで

ただし、エネルギー管理標準については、平成23年9月30日までに提出を要する。

(4) 納入場所

〒602-0857 京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410

京都府公立大学法人本部総務室

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-0857 京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410

京都府公立大学法人本部総務室

電話番号(075)212-5406

(2) 入札説明書の交付期間

平成23年6月15日（水）から平成23年6月22日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

交付期間中、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に交付を受けること。

(3) 施設図面等の閲覧

2の(2)の期間中、施設図面等の閲覧が可能であるので、2の(1)に問い合わせること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからキまでのすべてに該当する者で、その事実の有無について資格審査を受

け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者

イ 審査基準日（平成23年1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者

ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者

エ 京都府内に営業所を有する者

オ 京都府の平成23・24年度ビル管理等委託業務競争入札参加資格者名簿の「ビル管理委託業務」又は平成23・24年度測量等業務指名競争入札参加資格者名簿の「建築関係建設コンサルタント業務」のいずれかに登録されている者

カ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）」に定めるエネルギー管理士免状の交付を受けた者を業務に配置できる者

キ 医学部を有する大学又は病院のエネルギー管理標準の作成経験を有する者又は特定機能病院の施設運転管理業務の受託経験を有する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること

5 入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

2の(2)に同じ

(2) 提出場所

2の(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 持参の場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に提出すること。

イ 郵送の場合

書留郵便とし、提出期間の最終日の午後4時までには必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書

オ 業務に携わるエネルギー管理士の状況及び営業実績調書

カ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処

分計算書又は損金処理計算書)、個人にあっては所得税の確定申告書の写し
キ 取引使用印鑑届
ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書
ケ 宣誓書

(5) 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する書類の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 資格資格を有する者の名簿への登載

3及び4について参加資格があると認定された者は、平成23年度京都府公立大学法人エネルギー管理標準作成業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成24年3月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3及び4(1)アに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると理事長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産

者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日 時 平成23年7月4日(月)午前10時から

イ 場 所 京都市上京区河原町通広小路の梶井町465
京都府立医科大学学生部棟2階施設課入札室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公立大学法人会計規則第34条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
要する。

12 入札保証金
免除する。

13 契約保証金
免除する。

14 その他

(1) 1 から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。